

区分【新規・住所等の変更・人物の変更】

入力	係	係長	課長
/			/

市営住宅緊急連絡人届

令和 年 月 日

広島市長

住宅名

住宅・アパート

号棟

号

入居者氏名

緊急連絡人について次のとおり届け出ます。また、下記誓約事項に基づき、広島市が緊急連絡人に連絡する際、必要な範囲内で、私の個人情報を、広島市が緊急連絡人に伝えることに同意します。

緊急連絡人	住所	電話番号
		()
	フリガナ 氏名 生年月日	入居者との関係
	年 月 日生	
誓約事項	次の事項を誓約します。 ①広島市から入居者が死亡・失踪した旨の連絡を受けたときは、入居者の親族に対し、死亡等の事実を連絡し、区役所建築課で住宅返還手続を行うよう促すこと。 ②広島市から入居者が家賃を滞納している旨の連絡を受けたときは、入居者に対し、滞納家賃の納付を促すこと。 ③その他広島市から連絡を受けた場合に、誠実に対応すること。 ④広島市との連絡に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。 ※緊急連絡人に滞納家賃の支払義務はなく、滞納家賃を請求することはできません。	

【備考】

- ・緊急連絡人欄は、緊急連絡人本人が自署してください。
- ・①未成年者②市営住宅に現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）は緊急連絡人になることができません。
- ・緊急連絡人の住所・氏名が確認できる書類を添付してください（住民票や公的機関の請求書の写しなど）。
- ・緊急連絡人の住所や氏名などに変更があった場合や、緊急連絡人を変更する場合は、変更後の内容の緊急連絡人届を提出してください。